

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)			担当局	担当
平成27年 6月3日	平成27年 6月17日	大阪市臨時福祉給付金事業に関する労働者派遣業務に関する提案書（H27年度分）	部分公開	1	2	号	福祉局	経理・企画課
平成27年 6月8日	平成27年 6月29日	H27. 4. 24付福祉局長回答に「改めて審査会委員…Aのみとなります。」とある。「Aのみ」とするための根拠としている資料の全部。 私が示したわかりやすい事例に対して「Aのみ」とした根拠資料を請求したものです。根拠資料は開示請求でも公開請求でも同じと思われる。提出した公開請求書に対して決定してください。 （追加）公開資料については、該当条文に下線を引くなどわかりやすくしてください。	公開請求 拒否			号	福祉局	心身障がい 者リハビリ テーション センター相 談課
平成27年 6月14日	平成27年 6月23日	・社会福祉法人の仮理事選任の申請者として、任期満了後の前理事を利害関係人として申請を受けた場合、その関係書類。 （申請書及び通知書、平成18年度以降に限る） ・または、情報公開条例上、上記関係書類が個人情報で非開示となる場合には、御庁で社会福祉法人の仮理事選任の申請者として、任期満了後の前理事を利害関係人として申請を受け付けたことがあるかどうかについて、個人を特定しないように記した抄本を作成していただき、当該文書を公文書として下さい。	不存在			号	福祉局	総務課
平成27年 6月26日	平成27年 7月10日	福祉局が「市民の声の回答が遅れる」として、市民に送付した文書 ・平成27年6月4日受付分 ・平成27年6月5日受付分 ・平成27年6月8日受付分 ・平成27年6月10日受付分 ・平成27年6月12日受付分 ・平成27年6月18日受付分 ・平成27年6月19日受付分	部分公開		1	号	福祉局	総務課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成27年 6月26日	平成27年 7月10日	・福祉局が「市民の声の回答が遅れる」として、市民に送付した文書（平成27年6月6日、7日、9日、11日、13日～17日受付分） ・福祉局が「市民の声の回答が遅れる」として、市民に送付した文書の決裁	不存在		福祉局	総務課
平成27年 6月29日	平成27年 7月13日	平成27年2月以降に受付けた不服申立にかかる審議会諮問通知書（平成27年3月分、4月分、6月分の直近のもの各1件）	部分公開	1号	福祉局	総務課
平成27年 6月29日	平成27年 7月13日	・福祉局が作成した「不服申立に係る受付整理簿今年2月以降」又は「審査会（審議会）諮問通知書の発送整理簿」（今年2月以降） ・福祉局が作成した「今年2月以降に受付けた不服申立に係る審査会諮問通知書（平成27年2月～6月分）及び審議会諮問通知書（平成27年2月分、5月分）	不存在		福祉局	総務課